

ゆたへと

2005 春号 vol. 41

さんぽ

掲載!! 研究会のご案内

(平成17年5月～17年9月)

「石綿障害予防規則」

制定される



独立行政法人 労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

研 修 会 の ご 案 内 (平成17年5月～9月)

研修会参加ご希望の方はこのページをコピーして当センターにFAX(096-359-6506)していただくか、当センターホームページの「研修会参加申し込みフォーム」よりお申し込みください。

研修会番号	研修日時	対象	テーマと内容	講 師
1	5月17日(火) 14:00～16:00	D	労働衛生活動計画の立て方 年間計画をもとにした具体的な展開内容	保健師 島 村 佳 子
2	5月20日(金) 14:00～16:00	A	事例検討 スーパーバイズを受けましょう(限定3名) ご自分の面接事例やカウンセリング事例を簡単に記載して持参して下さい。	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣 瀬 靖 子
3	5月23日(月) 14:00～16:00	A	心をつかむ話の「聞き方」 聞き方の三要素、傾聴・受容・共感を理解し、心を通わせる会話の技術を研修。	THP心理相談員 瀬 戸 昌
4	5月26日(木) 14:00～16:00	A	労働災害の企業責任と労働者の安全協力義務・安全配慮義務 1.企業経営と安全衛生管理 2.災害防止は国民的課題である 3.労災「隠し」の問題	元八代労働基準監督署 署長 佐 藤 克 孝
5	5月30日(月) 14:00～16:00	A	メンタルヘルス対策の考え方(総論) メンタルヘルス対策に取り組む際の考え方(総論)	明生病院 医長 古 賀 幹 浩
6	6月9日(木) 14:00～16:00	A	歯周病対策こそ8020の鍵 「歯周病は治るのか?」「歯肉炎と歯周炎?」などのクイズ方式を取り入れたビジュアルの研修	林 康 博
7	6月17日(金) 14:00～16:00	A	事例検討 スーパーバイズを受けましょう(限定3名) [研修会№2と同内容] ご自分の面接事例やカウンセリング事例を簡単に記載して持参して下さい。	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣 瀬 靖 子
8	6月21日(火) 14:00～16:00	D	分煙対策 工場の分煙 一展開内容の紹介	保健師 島 村 佳 子
9	6月22日(水) 14:00～16:00	A	騒音職場の作業環境管理 作業環境測定の入門から騒音の測定まで	第一種作業環境測定士 環境計量士 山 口 浩 一
10	6月23日(木) 14:00～16:00	D	メンタルヘルス事例検討と職場復帰支援の手引きの解説 メンタルヘルス事例に対する対応の仕方を参加者同士で話し合います。職場復帰支援手引の解説もします。	くまもと青明病院 精神科部長 堀 田 直 子
11	7月1日(金) 14:00～16:00	A	事例検討 スーパーバイズを受けましょう(限定3名) [研修会№2と同内容] ご自分の面接事例やカウンセリング事例を簡単に記載して持参して下さい。	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣 瀬 靖 子
12	7月7日(木) 14:00～16:30	A	職場の安全衛生(1)改善活動にむけて 具体的な改善事例を提示し、その要因を考える	熊本大学大学院 講師 永 野 恵
13	7月11日(月) 14:00～16:00	A	ストレス簡易調査票の活用法 労働者及び職場のストレス状況を把握するためのストレス簡易調査票の活用法	明生病院 医長 古 賀 幹 浩
14	7月12日(火) 14:00～16:00	A	労働安全衛生マネジメントシステムについて 導入のメリットと実例	衛生工学 衛生管理者 保健師 石 原 徳 一 島 村 佳 子
15	7月14日(木) 14:00～16:00	A	職場におけるセクハラ防止について 具体的相談事案を通じ、事業主として対応すべきことを学びます。	熊本労働局雇用均等室担当者
16	7月21日(木) 14:00～16:00	A	17年度の労働安全衛生対策について(自主的安全衛生活動促進のための環境整備) 1.重大災害防止への事業者の措置 2.労働安全衛生対策の見直しあり方等について	元八代労働基準監督署 署長 佐 藤 克 孝
17	7月25日(月) 14:00～16:00	A	積極的傾聴法Ⅰ 積極的傾聴法の原則的事項を研修	THP心理相談員 瀬 戸 昌
18	7月26日(火) 14:00～16:00	A	メンタルヘルス教育 企業内で取り組む4つのケア	保健師 島 村 佳 子
19	7月27日(水) 14:00～16:00	A	事務所則の測定 作業環境測定の入門から事務所則の測定まで	第一種作業環境測定士 環境計量士 山 口 浩 一
20	7月28日(木) 14:00～16:00	D	メンタルヘルス事例検討と職場復帰支援の手引きの解説 [研修会№10と同内容] メンタルヘルス事例に対する対応の仕方を参加者同士で話し合います。職場復帰支援手引の解説もします。	くまもと青明病院 精神科部長 堀 田 直 子
21	8月17日(水) 14:00～16:00	B・C	健康診断とフォローの方法について(1) 定期健康診断後の措置、その後の健康管理(健康指導)について	労働衛生コンサルタント 日本産業衛生学会認定専門産業医 小 柳 敦 子
22	8月25日(木) 14:00～16:00	D	メンタルヘルス事例検討と職場復帰支援の手引きの解説 [研修会№10と同内容] メンタルヘルス事例に対する対応の仕方を参加者同士で話し合います。職場復帰支援手引の解説もします。	くまもと青明病院 精神科部長 堀 田 直 子
23	9月1日(木) 14:00～16:30	A	職場の安全衛生(2)各職場の課題 各人の職場で課題となっている問題を討議し、改善に向けたアクションが必要な問題領域を洗い出す。	熊本大学大学院 講師 永 野 恵
24	9月2日(金) 14:00～16:00	A	事例検討 スーパーバイズを受けましょう(限定3名) [研修会№2と同内容] ご自分の面接事例やカウンセリング事例を簡単に記載して持参して下さい。	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣 瀬 靖 子
25	9月14日(水) 14:00～16:00	D	石綿(衛生管理) 基礎知識と環境管理	第一種作業環境測定士 保健師 山 口 浩 一 島 村 佳 子
26	9月22日(木) 14:00～16:00	A	安衛則施行令の一部改正(石綿による健康障害) 石綿ばく露労働者に対する健康管理及び石綿ばく露チェック表について	元八代労働基準監督署 署長 佐 藤 克 孝
27	9月26日(月) 14:00～16:00	A	メンタルヘルス事例の考え方(総論) [研修会№5の続き] 職場において事例化するとはどういうことか?復職支援の流れも含めての総論。	明生病院 医長 古 賀 幹 浩

1 対象者 A: 問いません(どなたでも) B: 産業医 C: 保健師・看護師 D: 衛生管理者・労務担当者等

2 会 場 熊本産業保健推進センター会議室

送信先FAX番号 熊本産業保健推進センター 096-359-6506

※FAX送信票等は不要です。この用紙のみを送信して下さい。
参加を希望する研修会番号を○印で囲んで下さい。(受講費用は無料です。複数申込可能です。)

ふりがな		会 社 名		所属部署	
参加者氏名					
連絡先住所					
連絡担当者 (参加者と違う場合に記入)		連絡先 電話番号		連絡先 FAX番号	

も く じ

新規委嘱相談員のご紹介	産業保健相談員（産業医学） 永 野 恵 … 2
産業保健相談員の相談日の変更について ……………	2
研修レポート 精神科医を対象にした産業保健研修会を開催 ………	3
メンタルヘルスへの取り組みについて	(株) 九電工熊本支店健康相談室（保健師） 池 本 めぐみ … 4
地域産業保健センター紹介（4）	有明地域産業保健センター … 7
お電話相談コーナーの開設	熊本労災病院 … 8
微風速計の使用方法	熊本産業保健推進センター産業保健相談員（労働衛生工学） 山 口 浩 一 … 9
産業保健Q&A ……………	10
行政情報 「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱う に当たっての留意事項について」（抄）	熊本労働局労働基準部安全衛生課 … 11
石綿による健康障害防止対策のための新規則を制定	熊本労働局労働基準部安全衛生課 … 14
女性が働きやすい職場環境づくりに向けて	熊本労働局雇用均等室 … 15
自殺死亡統計がまとまる	熊本産業保健推進センター … 16
災害事例 造船業における有機溶剤中毒 ……………	18
宮本武蔵と共に	熊本産業保健推進センター業務課 大 井 美 和 … 19
熊本産業保健推進センターからのお知らせ ……………	20

表紙画の言葉 白川から明午橋を望む



●表紙画

我々にとって白川は母であり父であると思っている。普段はそれこそ熊本市のど真ん中を、当たり前のように悠々と流れ、人があくせくうごめいている中、孤高を保ちながら泰然自若としている様は、まさにゲーテの「マホメットの歌」である。そのような白川が一度激怒したことがある。昭和28年の白川大水害である。多くの死者が出た。市内もほとんど呑み込まれ、未曾有の被害者が出た。

一昨年の6月のある晴れた日、事務所（高齢協会）の裏の白川護岸から明午橋方向を描いた。色はほとんど使わず、グリーンとグリーングレイ。セルリアンブルー（空色）とイエローオーカー（黄土色）にクレムソンレーキ（赤紫）を混色したグレーによる5色である。水彩は色を多く使わない方がよい。

（註） 熊本県高齢者雇用開発協会事務局長 長尾 禎一



新規委嘱相談員のご紹介

産業保健相談員（産業医学） 永 野 恵

私は、これまで大学（公衆衛生学分野）で、有機溶剤に関する動物実験や産業衛生関係の研究・フィールドワークに携わり、また、労働基準協会主催の有機溶剤主任者講習会などで労働衛生の話をすることはありましたが、現場での産業保健に関する経験は必ずしも豊富ではありません。

それでも、今回、この相談員をお引き受けした理由は、自らがこれまで学んできた知識や技術が、少しでもお役に立つのであれば、それを生かすことが社会的責任だと思ったからです。これには訳があります。もう、ずいぶん前の話になりますが、ある大手の建築会社での安全衛生週間での講演を依頼されたとき、「有機溶剤とはあまり関係ない職場だから」という理由で、講演を断ったことがありました。しかし、公衆衛生学教室に所属し、産業保健を学んでいる私にとって、このことがいかに消極的な態度であったことか。そう思いなおした私は、職種は異なっても、その後はできるだけいろんな相談にのったり、講演をお引き受けしたりするように努めています。このような場合は必ず一つだけお願いをします。講演をする前に、実際に現場を見せて頂くことです。大学に所属していると、こちらから現場の見学を申し出ても拒否されることも多いですし、ましてや、私の話を聞いて頂く方々が、日常、どのような作業に従事しているかも知らないで、一方的な話をしてもあまり役に立たないと考えたからです。

現場には、とても優れた安全衛生管理担当の方々がいらっしゃいます。日常の業務を行いながら、職場ぐるみで、こちらが驚くほどの作業環境改善を地道にやっけていかれる様子をお見せ頂いたり報告して頂いたりすると、頭が下がる思いがします。私の方がこのような方々からエネルギーを頂いている次第です。

産業医学と一口にいっても、大変幅が広く、おそらく、私一人の力では、ほとんど役に立つこともないかと思われませんが、様々な専門分野の方々にもご協力をお願いしながら、微力ながら、皆様のお役に立つ事ができれば幸いに存じます。どうぞ、よろしくお願い致します。

17年4月1日より産業保健相談員の相談日が変わりました。

熊本産業保健推進センター 産業保健相談員

各分野の産業保健相談員が健康管理、健康教育、職場環境改善など産業保健活動全般に関する相談に応じます。

相談時間は13：00～17：00です。

担当分野	氏名	職名	相談日
カウンセリング	瀬戸 昌	THP心理相談員	毎週月曜日
メンタルヘルス	古賀 幹浩	医療法人健生会 明生病院 医長	第1・3月曜日
保健指導カウンセリング	島村 佳子	保健師 日本産業衛生学会産業保健師	第1～4火曜日
産業医学	小柳 敦子	産業医 日本産業衛生学会認定専門医 労働衛生コンサルタント	第1・3水曜日
労働衛生工学	山口 浩一	元(株)同仁グローバル取締役 第一種作業環境測定士 環境測量士	毎週水曜日
産業医学	永野 恵	熊本大学大学院 医学薬学研究部公衆衛生・医療科学分野講師	第1・3木曜日
メンタルヘルス	堀田 直子	財団法人 杏仁会 くまもと青明病院精神科部長	第2・4木曜日
労働衛生関係法令	佐藤 克孝	元八代労働基準監督署長	毎週木曜日
カウンセリング	廣瀬 靖子	労働衛生コンサルタント 保健師 産業カウンセラー	第1～4金曜日
産業医学	上田 厚	熊本大学大学院医学薬学研究部環境保健医学分野 教授	第3金曜日
労働衛生工学	石原 徳一	元YKK AP(株)九州事業所衛生工学衛生管理者	第2・4金曜日

相談日の表示は、変更箇所です。

平成17年度熊本産業保健推進センター 相談員出勤一覧表

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
月	古賀 瀬戸	瀬戸	古賀 瀬戸	瀬戸	瀬戸
火	島村	島村	島村	島村	
水	山口 小柳	山口	山口 小柳	山口	山口
木	永野 佐藤	堀田 佐藤	永野 佐藤	堀田 佐藤	佐藤
金	廣瀬	石原 廣瀬	上田 廣瀬	石原 廣瀬	

研修レポート

精神科医を対象にした 産業保健研修会を開催



平成17年1月15日（土）に熊本県医師会館において、「精神科医を対象にした産業保健研修会」を開催しました。熊本県内から33名の精神科医の先生の参加がありました。

当研修会は、（社）熊本県医師会、（社）日本精神科病院協会熊本県支部、（社）熊本県精神科病院協会及び当センターが共催で開催したものです。

近年、仕事や職業生活に関する強い不安やストレスを感じる労働者が増加しているとともに、業務による心理的負荷から精神障害を発症し、労災請求される事案も増加傾向にあるなど、職域におけるメンタルヘルス対策が重要な課題となっております。労働者の心の健康問題については、プライバシーを考慮した上で、職域の特性を踏まえつつ、カウンセリング等により適切に対応することが効果的であることから、今般、地域の精神科医の方々を対象に、産業保健や職場の実態等に関する基礎的な知識を提供し、産業医や事業場と円滑に連携・協力していただくことを目的とした研修を実施いたしました。

当日は、当センター副所長から1時間、関係法令（労働安全衛生法、労働基準法）について説明した後、

当センター産業保健相談員の 長尾 重治先生（医師・労働衛生コンサルタント）から1時間、作業環境管理、作業管理、健康管理について、さらに当センター産業保健相談員の堀田 直子先生（くまもと清明病院精神科部長）から2時間、職場におけるメンタルヘルス対策、自殺予防対策、過重労働による健康障害防止対策及び事例研究、質疑応答の研修を実施しました。

合計4時間を越える研修になりましたが、受講された皆さんは、熱心に聴講され、特に事例検討については大変参考になったとの意見が多くでした。

なお、今後、研修を受講された先生の中で、同意をいただいた先生の名簿につきまして各地域産業保健センターにお知らせすることを考えております。



長尾 重治先生



研修風景



堀田 直子先生



メンタルヘルスへの 取り組みについて

(株)九電工 熊本支店 健康相談室（保健師） 池 本 めぐみ

【1. メンタルヘルスに取り組む背景】

厚生労働省の調べによると、現在労働者の6割以上が仕事や職業性生活に関する強い不安・悩み・ストレスを感じているという。また、たとえ何らかの疾病を患っていても、自分らしく生き生きと生活をおくれているならば健康であるといえるのだが、「自分が健康である」と自信を持って答えられる人が減少してきているといわれている。

当社においてもメンタル不全での相談の増加、長期欠勤者の増加など、メンタルヘルスに力を入れるべき現状となっている。また、心の病は災害の発生原因となるおそれもあり、ストレスを蓄積させない職場環境を構築することも必要である。

【2. 平成16年度 安全衛生管理基本計画】

(1) 基本方針

衛生面では、有所見率が増加し、メンタルヘルス関係も憂慮すべき状況になってきた。「安全と健康」を確保するため、健康診断結果を踏まえ産業医、保健師と連携を密にして、保健指導や衛生教育を実施する。

(2) 重点実施項目

基本方針に基づき、重点実施項目は下記の通りとする。

〈衛生関係〉

心身両面にわたる健康の保持増進を図り、疾病を未然に防止するために、健康診断の完全実施と有所見者の指導及び心の健康づくりのためのメンタルヘルス教育を推進する。

①「健康管理意識の高揚」

高齢化や不規則な生活習慣による有所見者は、年々増加傾向にあることを踏まえ、健康診断の結果などから適切な生活習慣と関連教育を実施する。また疾病予防及び自己管理をするための指導や支援を行い、自分の健康は自分で守る自己管理意識の向上を図る。

②「健康診断の完全実施と有所見者の指導強化」

健康診断の完全実施と二次健診の早期受診を推進し、産業医・保健師と連携をとって有所見者に対する保健指導を行う。

③「心の健康保持活動の推進」

職場環境や生活環境において、不安や悩みのストレスが疲労として蓄積し、心の病に進展することが予想されるので、心の病に対する知識やケアについて指導、教育を推進する。

(3) 具体的実施事項

①「健康管理意識の高揚」

1. 自己管理意識の向上

- ・ホームページ、機関紙、広報誌の活用により自己管理の徹底を図る。

2. 衛生教育の実施

- ・安全衛生大会、安全衛生懇談会等で衛生に関する教育を行う。
- ・生活習慣病（高血圧・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・肝臓病・高脂血症）に対する衛生教育を行う。

②「健康診断の完全実施と有所見者の指導強化」

1. 定期健康診断の完全実施

- ・定期健康診断を計画により実施し、また二次健診を早期（上期を目処）に実施する。

2. 有所見者の指導強化

- ・定期健康診断の結果、有所見者については産業医、保健師、ライン（部長、グループ長、所長など）により協力して保健指導を行う。

3. 特殊健康診断（VDT作業従事者）の実施

- ・VDT作業による障害予防のため、該当者に対する検査と指導を行う。

③「心の健康保持活動の推進」

1. メンタルヘルスに関する教育の実施

- ・管理者及び一般社員にメンタルヘルスに関する教育を実施し、企業の責任及びライン（管理監督者）によるケア、セルフケアについて理解を図る。

2. メンタルヘルスケアの推進

- ・ライン（管理監督者）によるケア及び事業場内保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者）によるケアの推進を図る。

【3. 具体的な取り組み】

上記の「安全衛生管理基本計画」に基づき、年度計画を立ててメンタルヘルス対策に取り組んでいる。

①外部講師によるリスナー教育

産業医と相談し、外部より精神科医を招き、管理監督者にリスナー教育を実施。

②メンタルヘルス講話

熊本支店管内15営業所、支店内各部署の全従業員を対象
年に1回、営業所ごとに講話

一般社員向け（30分） セルフケアを中心 ストレスチェック表の実施 ストレス対処法	管理監督者向け（30分） ラインケアを中心 シミュレーションの実施 早期発見・対処法
--	---

③営業所訪問による相談

各営業所を訪問し、相談者の対応を行う。

④健康相談室来室、電話での個別の相談

産業医、保健師、部門責任者、労務責任者と協力、連携をとりながら実施。(図1 参照)

【4. 今後の課題】

◎相談者と保健師のコミュニケーションのあり方について

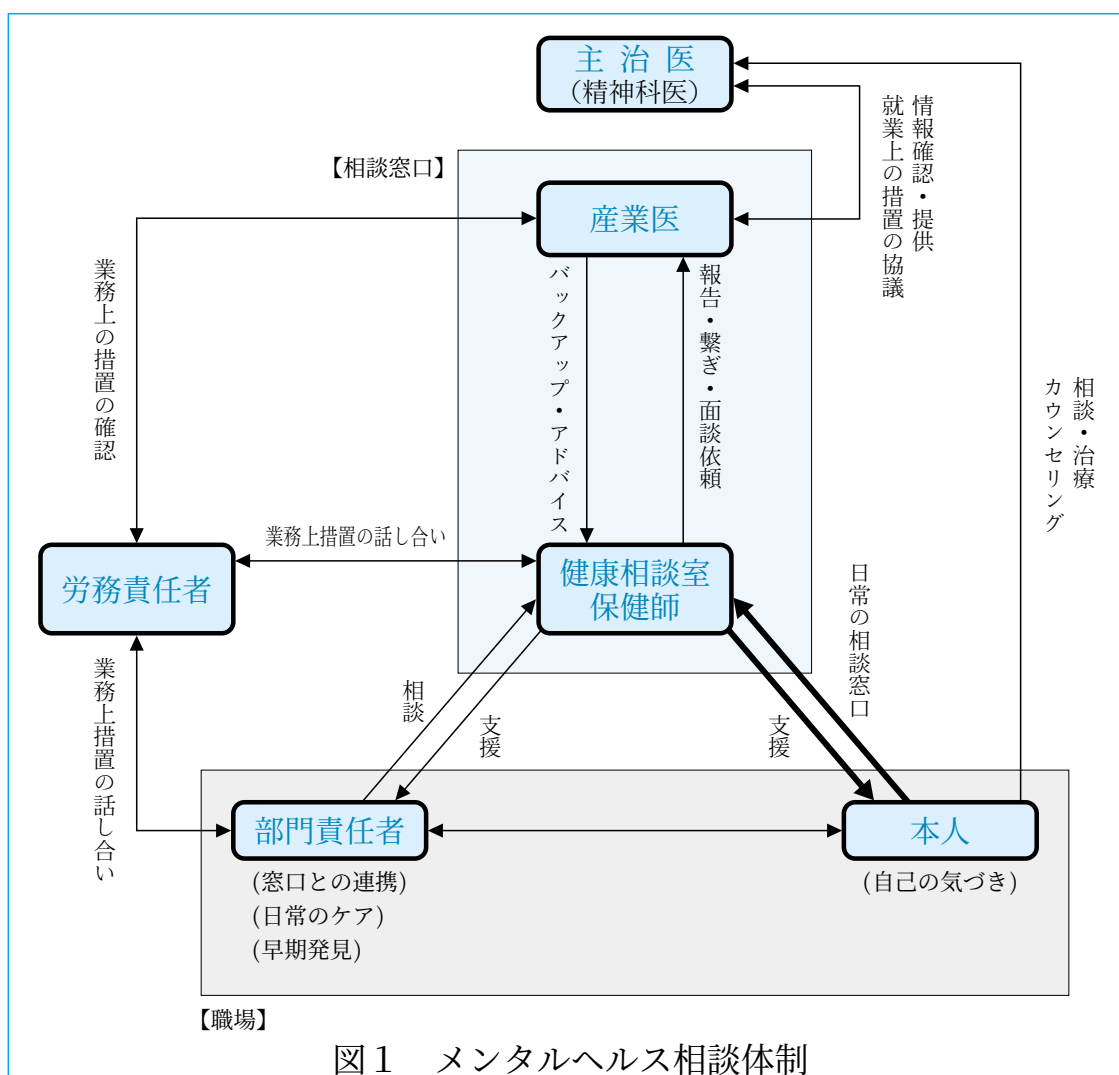
相談に来所した人に不利益が生じないように対応するべきである。

◎部下と上司のコミュニケーションのあり方について

保健師の立場から部下と上司の間の認識の差をできるだけ縮め、コミュニケーションの橋渡しをすることが大切であるとする。

◎専門医へつなげる場合の本人と家族の理解

病気について認知しがたいこともあり、本人や家族に理解してもらえず、専門医へつなげるのが遅れる。よって、保健師と相談者、その家族との信頼関係を築くことが大切であるとする。



地域産業保健センター紹介 (4)

[有明地域産業保健センター]

熊本県下には7つの地域産業保健センターがあり、それぞれが地域の実情に合った産業保健活動を行っています。今回は有明地域産業保健センターの紹介を同センターにお願いしました。

はじめに

有明地域産業保健センターは、玉名郡市医師会・荒尾市医師会の両医師会で、平成8年5月に開設、今年で10年目を迎えました。

活動範囲は、玉名労働基準監督署管内の玉名郡市・荒尾市の2市8町、面積約420km²、人口は約17.8万人で、熊本県の北部に位置します。

現在、玉名郡市医師会の前田利為会長をセンター長として、運営協議会委員14名、相談担当医39名、コーディネーター1名、非常勤事務職員1名の体制で、産業保健活動を推進しています。



センタースタッフ 右から上村コーディネーター、大澤玉名郡市医師会事務局長、一二三（事務）

現在の活動

開設当初は、有明地域産業保健センターの存在を事業場の方々に認識してもらう作業から始まりました。そのために当センターでは毎年度はじめ事業場に対し、相談窓口・個別訪問産業保健指導実施予定並びにトピック及びリーフレット等を郵送してきました。結果、現在は約350の登録事業場となり、認知度もアップしていると思います。

さて、有明地域産業保健センターでは、平成16年度から訪問指導等を実施した事業場毎に一冊のファイルを提供することを始めました。健康診断表の検査項目の説明や生活改善項目の一覧表をはじめ、厚生労働省・熊本労働局からの資料や熊本産業保健推進センター等の資料をファイリングしています。

また、相談実績一覧表を添付し、日程調整等、計画的な利用が出来るようにしています。平成8年度より毎年利用している事業場は9年分の実績が書き込まれているわけです。

その他では、希望される事業場に対して、有明地域産業保健センター長による相談実績の証明書を発行しています。ただ漫然と相談を受けただけではなく、証するこ

とにより事業場全体の健康意識の高揚に役立てればと思い始めました。

さらに、労働衛生コンサルタントや産業医による従業員を対象にした講話を開催するなど、産業保健の環を広げています。

これからの活動

少子高齢化や就労形態の多様化が進展する中、働く人の健康確保対策を充実することは、安定した労働力の確保と生産性の向上に資する点からとても重要なことです。

10年目を迎えた今、有明地域産業保健センターの果たすべき役割はますます大きいものとなっています。

今後も市町広報等の利用、関係機関・団

体への協力依頼、ホームページの充実等々PR活動を怠ることなく、産業保健と地域保健の連携をさらに深め、健康で明るく、生きがいを持って生活できる有明地域を実現するためにも積極的な活動を展開していきたいと思っています。



相談医活動（個別訪問）

熊本労災病院に

お電話相談コーナー

が出来ました。

健康に不安な方、保健師等がお話をお聞きする、お電話相談コーナーが出来ました！
お話をお聞きして、保健指導や生活指導など、アドバイスが受けられます。
一度、お電話してみてください。

最近、体調が悪いんだよね～。でも病院に行くほどじゃないような気もするし…病院に行くのって、何となく怖いんだよねどうしようかな…

仕事が忙しくて、とても病院になんがいけないワ…でも、体のことが心配なのよね…

健康に不安をお持ちの方、
一度お電話ください！

私たち、保健師等がお話をお聞きします。



労働者健康福祉機構

熊本労災病院 予防医療部

専用電話番号 0965-32-7321

〔火・水・木曜日 午後2時～5時（祝日を除く）〕

〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 TEL(0965)33-4151・FAX(0965)32-4405

<http://www.kumamotoh.rofuku.go.jp>



微風速計の使用方法

熊本産業保健推進センター 産業保健相談員（労働衛生工学） 山口 浩一

はじめに

局所排気装置の性能検査や喫煙対策の喫煙室排気風量検査などにおいて、風速の測定が必要になります。これらの自主検査を実施される機会も多いと思います。まだ実施されていない会社の皆様も、是非これを機会に測定方法を身に付け、測定の習慣付けをお勧めします。

なお、微風速計は、熊本産業保健推進センターにおいて貸し出しをしております。

機種：柴田科学、ISA-12型 微風速計

原理：白金測温抵抗体を検出素子とし、温度変化により風速を測定します。

構成：図参照

使用方法：

1. 電池使用の場合は、使用前に必ず充電する。

充電方法：⑤POWERに電源コードを接続し⑥のファンクションスイッチをCHARGEにする。指示計の針が緑線の枠内に入るまでおこなう（⑥をHIGHに切り替え⑨B.CHECKを押す）。交流電源使用の場合は⑤に電源コードを接続する。

2. ④PROBEに⑩プローブコードを案内ガイドに合わせてカチッと音がするまで差し込む。

3. 風速の測定

⑥をHIGHに、②T.C.SELECTをFASTにセットし、⑪の回線マークを風の来る方向に向ける。

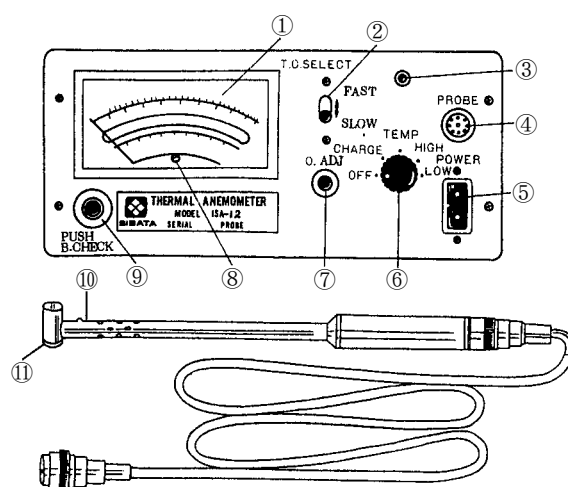
①メーターのHIGHレンジの指示値を読み取る。

温度の測定は⑥をTEMPに切り替えて測定する。

4. 終了

測定が終了したら⑥をOFFの位置に戻す。

他の使用条件については取扱い説明書をご参照下さい。



- ①：メーター
- ②：T.C.SELECT
(タイムコンスタントセレクトスイッチ)
- ③：パイロットランプ
- ④：PROBE (プローブ接続コネクタ)
- ⑤：POWER (ACコネクタ)
- ⑥：FANCTION (ファンクションスイッチ)
- ⑦：O.ADJ (ゼロ調整)
- ⑧：メーターコレクター
- ⑨：PUSH B. CHECK (バッテリーチェックボタン)
- ⑩：プローブ
- ⑪：回線マーク



産業保健Q&A

産業保健Q&Aは、各産業保健推進センターにこれまでよせられた相談内容のうち、よくある質問への回答を労働者健康福祉機構産業保健部がまとめたものです。今後随時掲載することとします。

雇入時の健康診断の血液データの有効期間及び胸部X線写真の有効期限について



雇入時の健康診断において、従業員が数ヶ月前の健診書類を持ってきたが、この書類の項目については、健康診断を受けたくないといっています。この場合、健診のデータは有効でしょうか。それとも、全項目健診として受けなくてはならないのでしょうか。

また胸部X線写真の有効期限はあるのでしょうか。



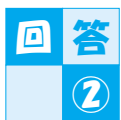
3ヶ月前以前に行われた健診データであれば有効とされています。

健康診断については、安衛法第66条に、事業者は、「労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。」と規定されています。

雇入時の健康診断については、厚生労働省令すなわち安衛則の第43条に規定されています。その第1項に、「事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合においてその者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。」とあります。

したがって、ただし書にあるとおり、医師による健康診断を、例えば人間ドックなどを受けて三月以内の場合には、その健康診断の結果を証明する書面が提出されたときに限り、その実施した健康診断の項目、血液データについては、改めて実施しなくても雇入時の健康診断の項目の血液データとして記録されてもよいことになっています。

しかし、このような場合、何らかの疾病で受診し検査が行われている場合も考えられますので、その際は、受診時の病名を現症、あるいは既往症として記録しておいたほうがよいと思われます。



雇入時の健康診断の胸部X線写真の有効期限はある。

事業者は常時使用する労働者の雇入れの直前または直後に、雇入時の健康診断を実施しなければなりません。ただし、医師による健康診断を受けた後、3か月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、その健康診断の項目については、健康診断の実施を要しないとされています。

胸部X線検査が雇入時の健康診断の項目として規定されていますから、胸部X線写真も医師による健康診断を受けた後、3か月を経過しないものが有効となります。また、安衛則第51条に健康診断結果の記録の作成が規定されています。

事業者は雇入時の健康診断を実施したときその結果に基づき、健康診断個人票を作成して5年間保存しなければなりません。換言すれば、有効期限は5年間となります。なお、胸部X線写真の保存は、医師法第24条（診療録の記載及び保有）に規定されているように、原則としてその胸部X線写真を撮影した病院、診療所あるいは健診機関が診療録と同様に5年間保存することになっています。

行政情報

熊本労働局労働基準部安全衛生課

平成16年10月29日付け基発第1029009号

「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を 取り扱うに当たっての留意事項について」(抄)

平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が全面施行されることに伴い、雇用管理に関する個人情報については、その適正な取扱いを確保するため、平成16年7月1日に、同法第8条の規定に基づき、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号。以下「指針」という。)が公布されたところである。

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)及び国会における附帯決議において医療分野における個人情報に特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があると指摘されていること、並びに平成16年9月に取りまとめられた「労働者の健康情報の保護に関する検討会」報告書の内容を踏まえ、今般、指針に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康診断の結果、病歴、その他の健康に関する情報(以下「健康情報」という。)の取扱いについて、指針に定めるものに加えて事業者が留意すべき事項を下記のとおり取りまとめた。

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

第1 趣旨

この留意事項は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成16年厚生労働省告示第259号。以下「指針」という。)に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、指針に定める措置の実施等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。

第2 用語の定義

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条及び指針第2に定めるもののほか、この留意事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 健康情報

指針に定める雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいう。なお、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。

- (1) 産業医が労働者の健康管理等を通じて得た情報
- (2) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)第65条の2第1項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果

- (3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果
 - (4) 安衛法第66条の4及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が医師等から聴取した意見及び事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容
 - (5) 安衛法第66条の7の規定に基づき、事業者が実施した保健指導の内容
 - (6) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置（THP：トータル・ヘルスプロモーション・プラン）を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
 - (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果
 - (8) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報
 - (9) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
 - (10) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
 - (11) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
 - (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報
- 2 産業保健業務従事者
産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

- 1 法第16条及び法第23条第1項に規定する本人の同意に関する事項（指針第3の2関係）
- (1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。
 - (2) また、事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、事業者と健康保険組合等とは、異なる主体であることから、法第23条の第三者提供に該当するため、健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。
ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等において、法第23条第4項第3号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。
- 2 法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する従事者の監督に関する事項（指針第3の3(1)及び(2)関係）
- (1) 健康診断の結果のうち診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業医や保

健師等の看護職員に行わせることが望ましい。

- (2) 産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずること。

3 法第31条に規定する苦情の処理に関する事項（指針第3の8関係）

指針第3の8に定める苦情及び相談を受け付けるための窓口については、健康情報に係る苦情及び相談に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。

4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

- (1) 事業者は、健康診断等を医療機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等にかんがみ、あらかじめ、雇用管理指針第3の6に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。

(a) 健康情報の利用目的に関すること

(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること

(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること

(d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するものを含む。）に関すること

(e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること

- (2) 事業者は、(1)の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、雇用管理指針第3の9(1)に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。
- (3) 事業者は、安衛法第66条第1項及び第2項等の規定に基づき行われた健康診断を受けた労働者等に対し、遅延なく、その結果を通知すること。
- (4) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。
- (5) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。

第4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い

個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、第3に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。

「石綿障害予防規則」

石綿による健康障害防止対策のための新規則を制定

厚生労働省は、労働政策審議会安全衛生分科会（分科会長：櫻井治彦・慶應義塾大学名誉教授）に「石綿障害予防規則案要綱」を諮問し、「妥当」との答申を得たため、平成17年2月24日に「石綿障害予防規則」（厚生労働省令第21号）を制定した。

石綿については、肺がん、中皮腫等の健康障害を発生させることが明らかになっており、また職業がんとして労災の認定を受けた件数の約8割を、石綿によるがんが占めている。このことから、他の化学物質とともに労働安全衛生法、同法施行令、特定化学物質等障害予防規則等において、製品の製造等の規則、作業において講ずべき

措置に係る規制を設けているところである。

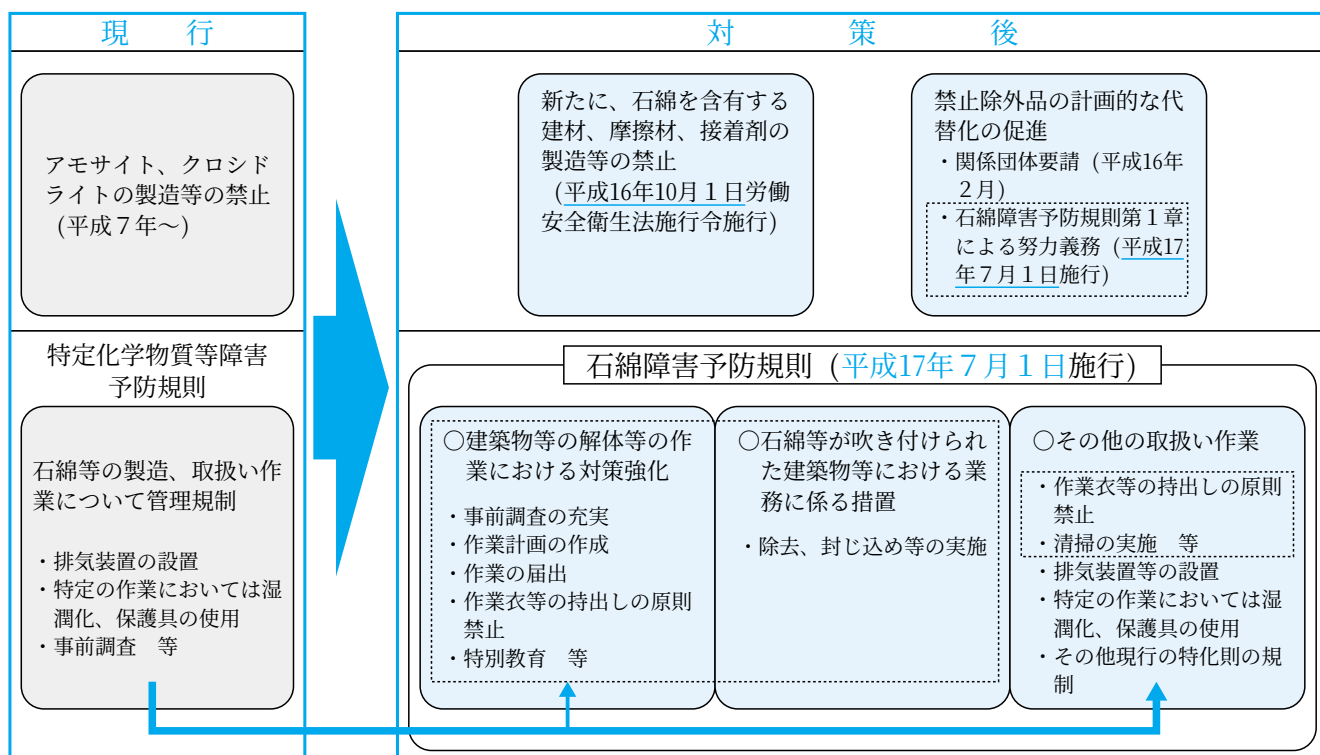
また、石綿がこれまで建材として多く使用されており、今後はこれらの建材が使用された建築物等の解体作業等が増加することを踏まえ、このような解体作業等に重点をおいて、石綿ばく露による労働者の健康障害防止対策の充実を図る必要がある。

具体的には、建築物等の解体作業は①作業が一時的、非定期的な作業であること、②建築物等において石綿含有製品の使用箇所の判別が非常に困難であること、③解体工事等に従事する労働者は石綿に対する認識が必ずしも高くないこと——など、製造等の現場とは

異なった問題点が指摘されている。これらに対応した対策の充実に図ることにとめない、事業者が講ずべき措置の内容が他の化学物質に係るものとは大幅に異なるため、特定化学物質等障害予防規則から分離し、新たに石綿障害予防規則を制定した。

石綿則案要綱により従前の規制から変更される事項は、事業者に対する石綿含有製品の代替化の責務の明記や、建築物等の解体等における石綿使用の事前調査、建築物等の解体等における作業計画作成の義務づけなど計14項目。平成17年7月1日施行となっている。

石綿に係る労働者の健康障害防止対策



は、石綿障害予防規則の制定により対策が強化されるもの

女性が働きやすい職場環境づくりに向けて

熊本労働局雇用均等室

女性労働者の母性健康管理のために

女性の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加しています。

男女雇用機会均等法では、働きながら安心して出産できる条件を整備するため、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関して、以下のように規定しています。

●保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（男女雇用機会均等法第22条）

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

●指導事項を守ることができるようにするための措置（男女雇用機会均等法第23条）

女性労働者が主治医等から指導を受けた場合は、勤務時間の変更や勤務の軽減の措置を講じなければなりません。

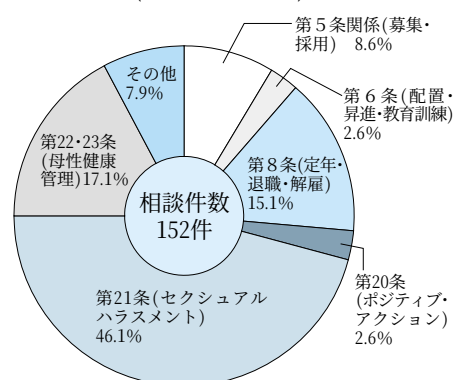
女性労働者が勤務しなかった時間の給与については、各事業所で有給無給を決めて下さい。トラブル防止のためにも、「母性健康管理に関する規則」を就業規則等に明記しましょう。

☆ 女性労働者への主治医等からの指導事項を的確に事業主に伝達できるよう、

「母性健康管理指導事項連絡カード」

の利用をお勧めしています。このカードの様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。母子手帳にも記載されています。

○熊本労働局雇用均等室に寄せられた相談の状況（平成15年度）



職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けて

女性労働者が職場においてその能力を十分に発揮するために、セクシュアルハラスメント防止対策も重要な課題です。

男女雇用機会均等法第21条及び指針により、事業主は

- ①職場でのセクハラを許さない、という方針を明確にすること（就業規則の整備等、チラシ、ポスターの掲示等）
- ②苦情、相談のための窓口を設置すること（相談担当に女性も配置する等、気軽に相談できる体制を整備しましょう）
- ③セクハラが生じた場合の迅速、適切な対応を行うこと

について配慮義務があります。特に対策を講じていない場合は早急にお取り組み下さい。

就業規則等への記載、研修会の開催、会議等で説明する等、継続した取組みが望まれます。

上記について詳細は [熊本労働局雇用均等室\(096-352-3865\)](mailto:096-352-3865) へお問合せ下さい。

なお、熊本産業保健推進センターでは、7月14日（木）に「職場におけるセクハラ防止について」の研修を予定しています。

自殺死亡統計がまとまる

熊本産業保健推進センター

厚生労働省はこのほど、人口動態統計特殊報告として、「自殺死亡統計」をとりまとめました。これは、毎年公表されている人口動態統計をもとに、自殺による死亡の状況について分析を行ったものです。

自殺死亡数の年次推移をみると、明治32年から昭和11年まで増加傾向を示し、以降減少傾向が続いています。戦後は昭和29年から35年にかけてと、昭和58年から62年にかけてピークがあり、増減を繰り返しながらも増加傾向を示し、平成10年以降は3万人前後で推移。平成15年には32,109人と過去最高に達しました。

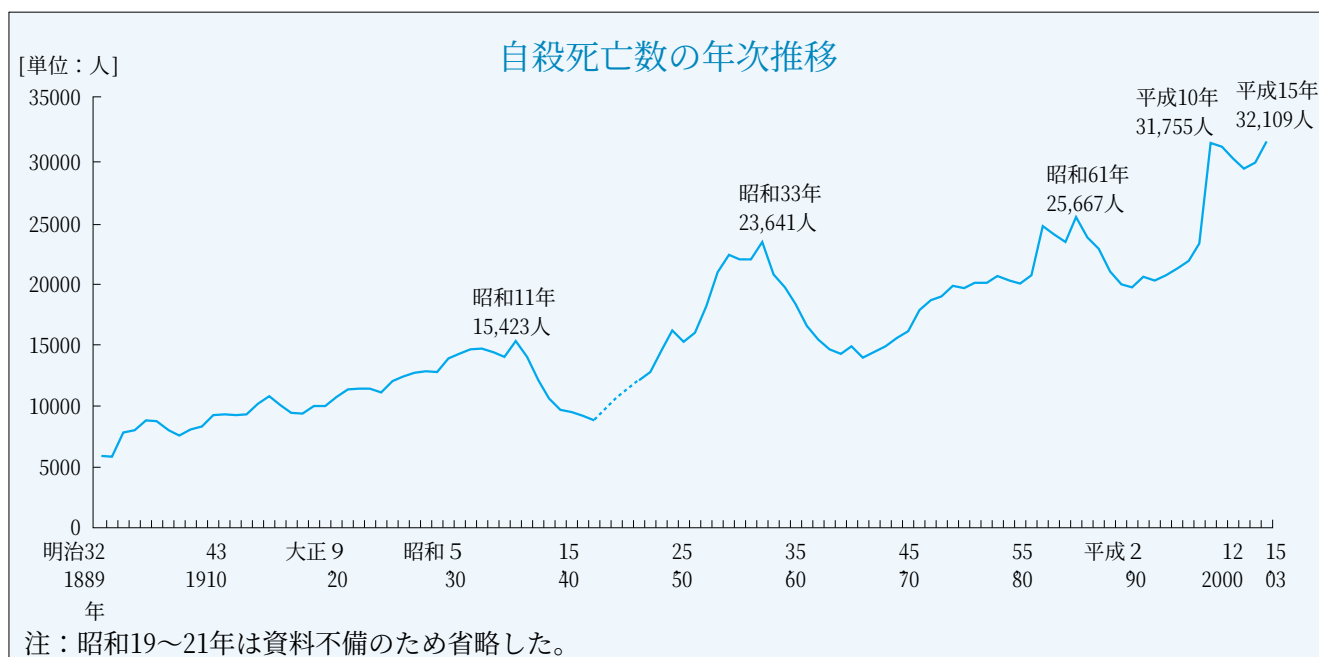
なお、今回分析の対象となったデータは、「人口動態統計」をもとにしているため、警察庁がまとめている「自殺の概要」（調査方法が異なる）とは、自殺者数に相違があります。

以下に概要を示します。

1 自殺死亡の年次推移

自殺死亡数の年次推移をみると、明治32年の5,932人から昭和11年の15,423人までは増加傾向を示していますが、昭和12年から戦時中まで減少傾向となっています。

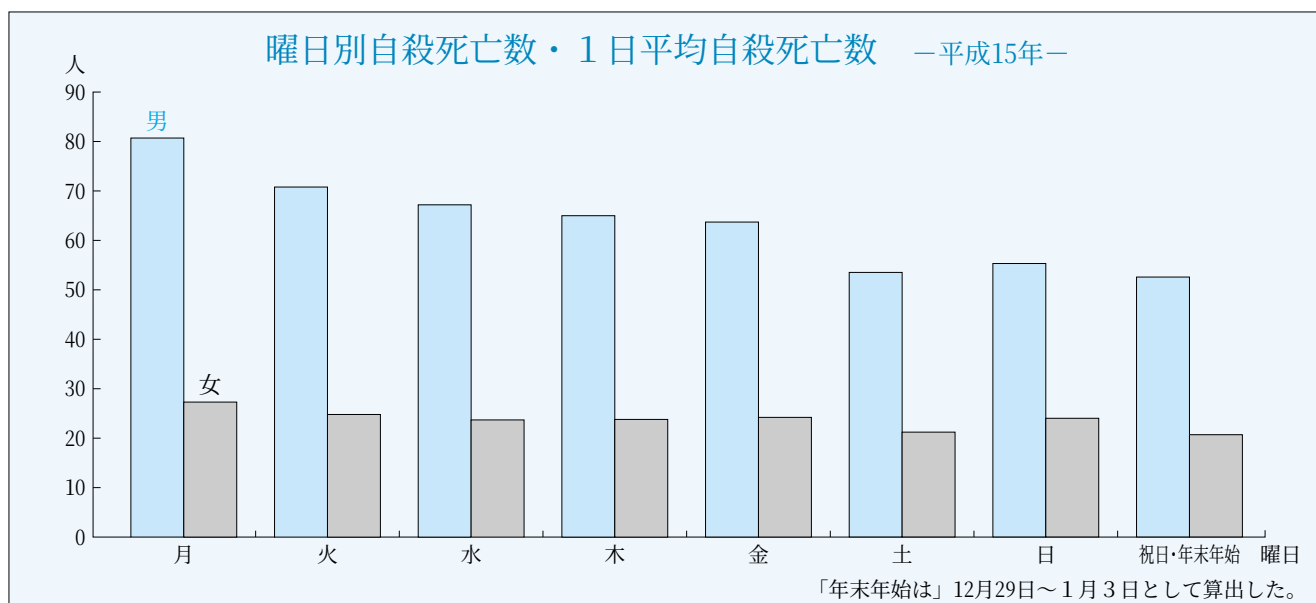
戦後は、再び増加傾向となりますが、戦前と異なり、増減を繰り返し、過去2回の高い山があり最近も1つの山を形成しています。1番目の山は毎年2万人を超えた昭和29年～35年であり、2番目の山は毎年2万3千人を超えた昭和58～62年です。最近の山は3万人前後で推移しています。



2 死亡曜日・時間別にみた自殺

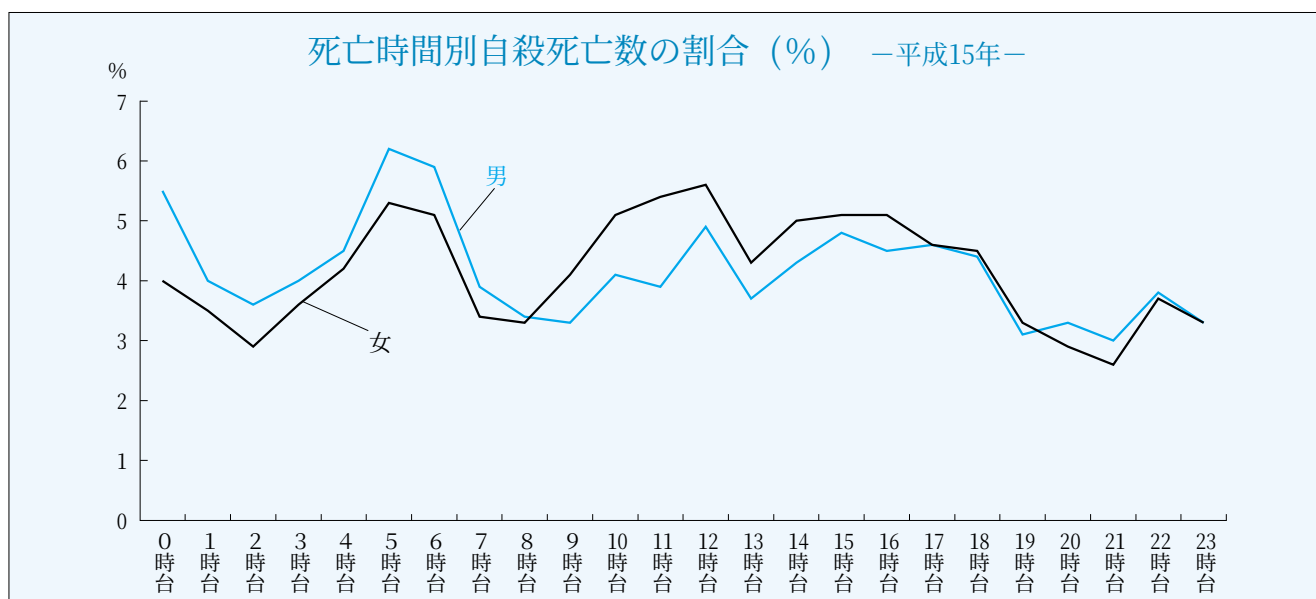
平成15年の1日平均自殺死亡数を死亡曜日別にみると、「月曜日」は男80.7人、女27.3人と最も多くなっており、「土曜日」は男53.5人、女21.2人と少なくなっています。

また、「祝日・年末年始」の休日をみると、1日平均自殺死亡数が男52.6人、女20.7人と最も少なくなっています。



平成15年の自殺死亡数を、死亡時間が確認できるものについて死亡時間別にみると、男は「0時台」「5時台～6時台」が多くなっており、女は「5時台～6時台」「10時台～12時台」が多くなっている。一方、男女ともに「1時台～2時台」「7時台～9時台」「19時台～21時台」は比較的少なくなっています。

なお、死亡時間「不詳」は男で総数の約2割、女で約1割となっています。



災害事例

造船業における有機溶剤中毒

1 平成15年における災害の概要

No.	被災者数	有害物	災害の概要	発生要因
1	中毒1名	キシレン	船倉内の塗装作業において、送風機及び防毒マスクを用いて、防錆用塗料をハケ塗りした後にスプレーガンを用いて吹き付け塗装を行っていたところ、防毒マスクの吸収缶を適時交換していなかったため吸収缶が破過したため塗料に含まれるキシレンを吸入して中毒となったもの。	不適切な呼吸用保護具の使用 換気装置未設置 安全衛生教育不徹底 作業手順の不徹底
2	死亡1名 中毒1名	トルエン、キシレン等	艀装船左舷バラストタンク内において、スプレーガンを用いて塗装吹き付け作業を行っていた際に、スプレーガンのホース引き取り作業を行っていた労働者が、塗料に含まれる有機溶剤（トルエン、キシレン、イソプロピルアルコール、メチルイソブチルケトン及びイソブチルアルコール等を含む）を吸入して中毒を起こして倒れ、病院へ搬送されたが死亡した。また、救出を行った労働者も有機溶剤により中毒を起こしたものの。	不適切な呼吸用保護具の使用 換気不十分 有機溶剤作業主任者未選任
3	死亡1名	キシレン、トルエン	艀装工場内において、船体ブロック内部（17m×22m、高さ3m）の塗装をスプレーガンを用いて吹き付け塗装していたところ、意識を失い倒れ、病院へ搬送されたが死亡したものの。	換気不十分 不適切な呼吸用保護具の使用 吸収缶交換を作業場所で行ったこと 有機溶剤作業主任者未選任
4	死亡1名 中毒1名	キシレン、トルエン	船舶の船尾にある雑用清水タンク内に入り、錆びた箇所に塗料（キシレン、トルエン等含有）の塗装作業を行っていたところ、タンク内の換気が不十分であったため、有機溶剤の蒸気が充満し、中毒となったもの。	安全衛生教育不十分 換気不十分 有機溶剤作業主任者未選任 不適切な呼吸用保護具の使用
5	死亡1名	トルエン等	船体ブロック内部の塗装を（コーラタール、トルエン等含有する塗料）6人で6ブロックに分かれてエアガンにより行っていたところ、倒れているところを発見された。ブロック内の換気等は行われていなかった。	換気が行われていなかったこと 不適切な呼吸用保護具の使用 有機溶剤作業主任者が適切に職務を行っていないかったこと

2 過去10年間ににおける造船関係有機溶剤中毒発生の経緯

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
被災者数	0	0	0	3	3	0	1	1	1	7
うち死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4

留意通達

平成16年8月3日付け基安発第0803002号

「造船業における塗装作業による有機溶剤中毒予防対策の徹底について」

宮本武蔵と共に

熊本産業保健推進センター業務課 大井 美和

平成16年11月1日付けで、岡山から熊本へ転勤しました。

12月に入って、歓迎会をしていただいた時に、ある相談員の先生に、「美作の国に生まれ、肥後の国で晩年を過ごした宮本武蔵。彼女はさしずめ武蔵と共に美作の国より参られた姫。」と、身に余る嬉しいお世辞をいただきました。



天正12年3月、美作国吉野郡宮本村（現在の岡山県英田郡大原町宮本）に、新免武蔵（のちの宮本武蔵）は生まれたとされています。（ただ、武蔵が晩年に記した『五輪書』に「生国、播磨国」とあり、最近の学説では播磨国の方が有力）

『五輪書』は、寛永20年（1643）武蔵60歳の時、熊本県熊本市西方の金峰山山麓「霊岩洞」にこもって、書き綴ったものです。60数回の勝負に1度も負けたことがなかったという剣豪宮本武蔵の戦法の極意がそこに記されています。

私も武蔵のように流れ流れて、『五輪書』が書けるくらいたくさんの経験や知識を得て、武蔵のような逞しさを培っていききたいものです。



熊本産業保健推進センターからのお知らせ

深夜業を実施されている事業場の皆様へ

自発的健康診断受診支援助成金について

厚生労働省・（独）労働者健康福祉機構では、深夜業（夜10時～朝5時）に従事する労働者の健康を確保する施策の一つとして、下記の内容の助成金を設置しています。

深夜業を実施している事業場またはお近くに深夜業従事者がいる方（本人を含む）の皆様につきましては、当該助成金をご利用頂き、深夜業従事に関わる健康不安を解消して頂きますようご勧奨願います。

小規模事業場を抱える事業者の皆様につきましては、当該助成金は、常時、申請を受け付けております。お問い合わせはお気軽に熊本産業保健推進センターまでお尋ね下さい。申請書を送付させていただきます。



人間ドックにも
ご利用できます

健康診断費の $\frac{3}{4}$ が、助成されます

助成金支給対象者

自発的健康診断受診支援助成金の支給対象者は、次の要件を全て満たすとともに、自発的健康診断を受診した方です。

要件

- 1 常時使用される労働者
（1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます。）
- 2 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（過去6ヶ月で合計24回以上）深夜業に従事した方
- 3 今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方

助成金額

上限7,500円

自発的に受診した健康診断に要した費用（消費税を含む）の3／4に相当する額が助成されます。ただし、その3／4に相当する額が、7,500円を超える場合の支給額は7,500円とします。

（例：健康診断費用が7,200円の場合は、5,400円が支給されます）

まずはお電話で！

お問い合わせは（熊本産業保健推進センター 096-353-5480）

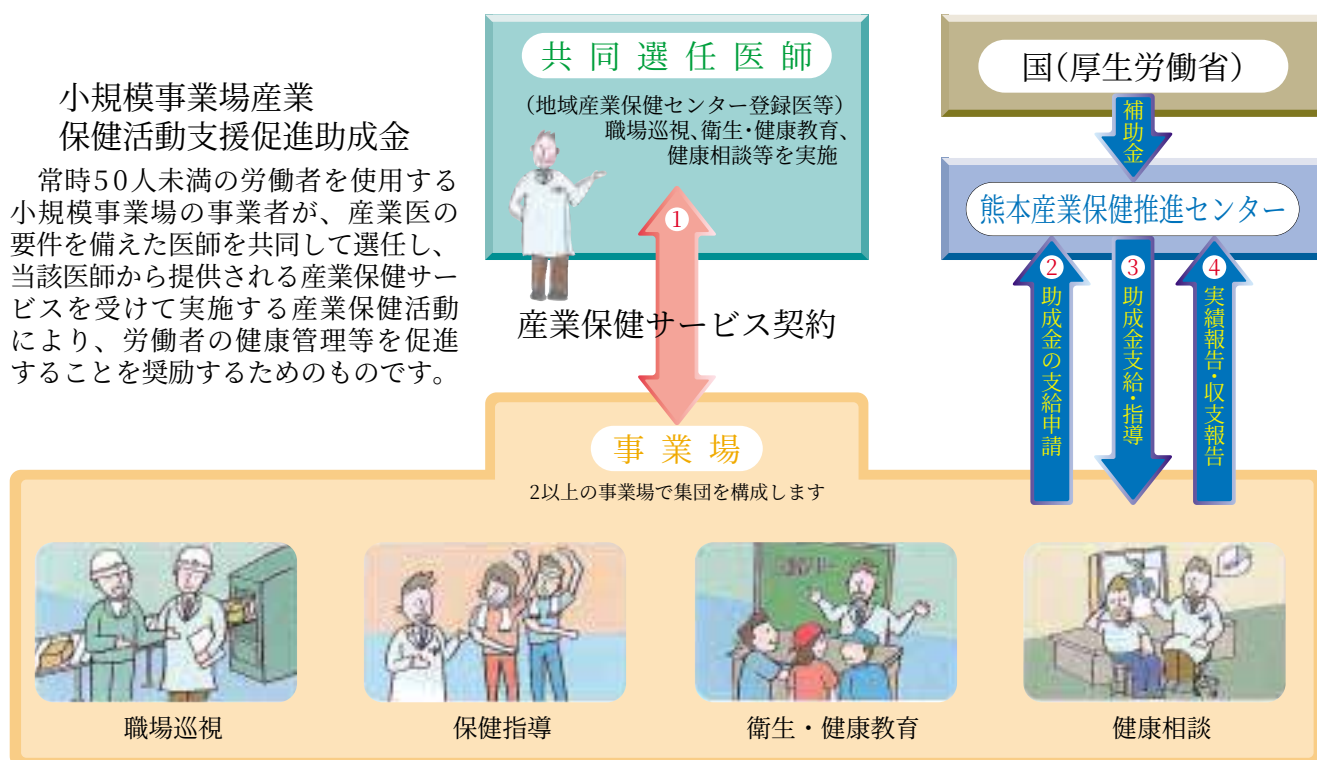
編集後記

厳しい寒さも弱まり、やっと春の息吹を感じられるようになりました。春はスタートのシーズン。何か新しいことを始めたり、新たな土地で生活を始めたりする機会が多いのではないのでしょうか。当センターでは、4月より産業医学分野の相談員が交代しております。新年度というスタートラインを切り、気持ちを新たに産業保健活動に一層の努力をしていきたいと考えています。

研修会参加等皆様のご利用をお待ちしております。

（み）

産業医共同選任事業



助成金の申請及び支給について

申請要件

- ① 2以上の小規模事業場*の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を選任することに応募できます。
*企業規模にかかわらず、常時使用する労働者数(労働保険概算・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1か月平均使用労働者数とします)が50人未満の事業場をいいます。
- ② 以前に本助成金を受給したことがないこと。

申請時期

年度の4月1日から5月末日(前期1)及び6月1日から6月末日(前期2)までの間に機構に申請するものとする。ただし、産業保健活動助成金を受給しようとする最初の年度に限り10月1日から10月末日(後期)までの間にも申請できるものとする。

助成金額及び支給期間

助成金は、1事業年度につき1事業場あたり表のとおりで、事業場の規模に応じて支給します。支給期間は、3ヶ年度です。2年度目、3年度目についても継続のための支給申請が必要です。

■助成金の区分と助成額

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の区分	助成金
30人以上50人未満の事業場	83,400円
10人以上30人未満の事業場	67,400円
10人未満の事業場	55,400円

(注) 共同選任医師を選任するのに要した費用の額が上記の額を下回る場合は、その医師を選任するのに要した費用の額を支給します。

申請書類

- ① 様式第1号「産業保健活動助成金支給・変更申請書」
- ② 様式第2号「産業保健活動推進計画書」
- ③ 共同選任医師との契約書の写
- ④ 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- ⑤ 申請年度の労働保険概算・確定保険料申告書の写、又は労働保険算定基礎賃金等の報告の写
(労働保険番号、労働者数の記載があるものに限りします。)

申請方法

代表事業者は、構成事業所に関する申請書類を取りまとめ、都道府県産業保健推進センターへ助成金の支給申請を行います。

助成金の支給

申請に基づき審査を行い、集団を構成する事業場ごとに助成金の支給額を決定し通知するとともに、銀行振込みにより支給します。

助成金に関するお問い合わせは———

熊本産業保健推進センター

TEL 096-353-5480

FAX 096-359-6506

県内メンタルヘルス相談機関一覧

こころが疲れたとき、気になる症状が続くときは、風邪などと同様に気軽な気持ちで相談にのってもらえる所が欲しいものです。

当センターにおいて下記のとおり相談窓口を開設していますのでお知らせします。また、この他にも県内で下記の各機関が相談の窓口を開いていますので、気軽にご利用してはいかがでしょうか。

職場における心の悩み相談窓口の概要

開設機関

熊本産業保健推進センター

対象者

熊本市花畑町1番7号（MY 熊本ビル8F）
事業主・管理職・人事労務担当者・保健師・看護師・衛生管理者・
産業保健スタッフ・労働者等

相談内容

部下の職場に起因する悩みごと。
労働者本人の職場に起因する悩みごと等。

相談方法

- ・面談※
- ・TEL 096-353-5480※
- ・FAX 096-359-6506
- ・メールアドレス sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp

※（ただし、面談、TELは第1・3月曜日、第2・4木曜日の午後2～4時）



- 従業員50人未満で産業医の選任義務のない事業場は、次の機関もご利用ください。

地域産業保健センター	
熊本地域産業保健センター	
〒860-0811 熊本市本荘5-15-12（熊本市医師会ヘルスケアセンター内）	TEL 096-366-2711
八代水俣地域産業保健センター	
〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2（八代市医師会内）	TEL 0965-39-9531
有明地域産業保健センター	
〒865-0005 玉名市玉名2186（玉名郡市医師会内）	TEL 0968-72-3050
人吉球磨地域産業保健センター	
〒868-0037 人吉市南泉田町72-2（人吉市医師会内）	TEL 0966-22-3059
天草地域産業保健センター	
〒863-0046 本渡市亀場町食場1181-1（天草地域医療センター内）	TEL 0969-25-1236
菊池鹿本地域産業保健センター	
〒861-1331 菊池市隈府堀の内764-1（菊池郡市医師会内）	TEL 0968-23-1210
阿蘇地域産業保健センター	
〒869-2225 阿蘇市黒川1178（阿蘇郡医師会内）	TEL 0967-34-1177

- 熊本こころの電話 096(356)0110

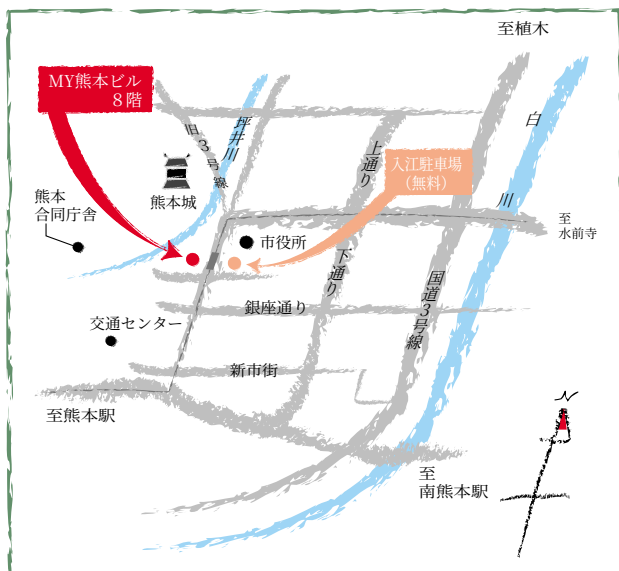
- 熊本のいのちの電話 096(353)4343

- 精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターです。

熊本県精神保健福祉センター	熊本市水道町9-16	☎096-356-3629
---------------	------------	---------------

- 地域における精神保健福祉に関する相談窓口です。

熊本県宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	☎0964-32-1147
有明保健所	玉名市岩崎1004-1	☎0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2	☎0968-44-4121
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	☎0968-25-4155
阿蘇保健所	阿蘇市内牧1204	☎0967-32-0535
御船保健所	上益城郡御船町辺田見400	☎096-282-0016
八代保健所	八代市西片町1660	☎0965-32-6121
水俣保健所	水俣市八幡町2-2-13	☎0966-63-4104
人吉保健所	人吉市寺町12-1	☎0966-22-3107
天草保健所	本渡市今金新町3530	☎0969-23-0172
熊本市中央保健福祉センター	熊本市九品寺1-13-16	☎096-364-3113
西保健福祉センター	熊本市新町2-4-27	☎096-354-1201
東保健福祉センター	熊本市錦ヶ丘1-1	☎096-365-3000
北保健福祉センター	熊本市清水本町16-10	☎096-345-2175
南保健福祉センター	熊本市平成1-10-8	☎096-355-4111



駐車場・交通のご案内

- 車でお越しの方は、入江駐車場（無料）をご利用ください。
- 市電市役所前下車徒歩1分、交通センターより徒歩5分

ご利用いただける日時

- 当センターの休日を除く毎日……午前9時～午後5時
 - 当センターの休日…毎土・日曜日、国民の祝日、年末・年始
- ※なお、事業内容その他の詳細につきましては、下記にお問合わせください。

お問い合わせは



独立行政法人 労働者健康福祉機構
熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畑町1番7号 MY熊本ビル8階

TEL 096-353-5480

FAX 096-359-6506

ホームページ <http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo43/>

電子メール sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp